

(平成 23 年 10 月 1 日から改定)

下水道使用料の改定のお知らせ

◆下水道使用料は、急激な負担を緩和するため3年にわたる段階的な改定となります。

皆様には、日頃から本市下水道事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厳しい財政状況を改善し、下水道事業の経営健全化を図るため、平成 22 年 10 月 1 日から 3 年 (平成 22 年・23 年・24 年) にわたる段階的な

使用料の改定が、平成 21 年 12 月議会で可決されました。今年は 2 年目の使用料の改定となります。皆様には、ご負担をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

問合せ：下水道総務課 (内線 2360・2361)

下水道使用料 (2 カ月分) 新旧使用料表 (消費税抜き) ※ 一般用

使用水量 (汚水排除量)	基本料金	超過料金 (1 m ³ につき)						
	16 m ³ まで	17 m ³ ~ 20 m ³	21 m ³ ~ 40 m ³	41 m ³ ~ 80 m ³	81 m ³ ~ 200 m ³	201 m ³ ~ 1,000 m ³	1,001 m ³ ~ 2,000 m ³	2,001 m ³ ~
H 22 年 10 月 1 日より	1,198 円	81 円	98 円	125 円	163 円	201 円	228 円	234 円
H 23 年 10 月 1 日より	1,298 円	88 円	106 円	135 円	177 円	218 円	247 円	253 円
H 24 年 10 月 1 日より	1,396 円	95 円	114 円	146 円	190 円	234 円	266 円	273 円

○水量 (汚水排除量) の決め方

■水道水を使用する場合：水道水の使用水量を汚水排除量とします。

■水道水以外 (井戸水など) を使用する場合：利用状況などにより市が別途認定し水道水の使用水量と合算します。

水量別下水道使用料 (2 カ月分) 新旧比較 (消費税込み) ※ 一般用

使用水量 (汚水排除量)	16 m ³ まで	20 m ³	40 m ³	60 m ³	80 m ³	100 m ³
H 22 年 10 月 1 日より	1,257 円	1,598 円	3,656 円	6,281 円	8,906 円	12,329 円
H 23 年 10 月 1 日より	1,362 円	1,732 円	3,958 円	6,793 円	9,628 円	13,345 円
H 24 年 10 月 1 日より	1,465 円	1,864 円	4,258 円	7,324 円	10,390 円	14,380 円

ご使用期間が平成 23 年 10 月 1 日をまたがる場合の下水道使用料

「10/1 日が改定日のため、9/30 日までは旧使用料となり、10/1 日以降は新使用料での日割計算になります。」

下水道使用料の日割計算例 (一般用・2 カ月分)

【2 カ月で 40 m³の使用水量 (汚水排除量) の場合の使用料】

※1 旧使用料 (平成 23 年 9 月 30 日まで)
 基本料金 599 円 × 2 カ月 1,198 円
 17 m³ ~ 20 m³ 81 円 × 4 m³ 324 円
 21 m³ ~ 40 m³ 98 円 × 20 m³ 1,960 円
 計 3,482 円

※2 新使用料 (平成 23 年 10 月 1 日より)
 基本料金 649 円 × 2 カ月 1,298 円
 17 m³ ~ 20 m³ 88 円 × 4 m³ 352 円
 21 m³ ~ 40 m³ 106 円 × 20 m³ 2,120 円
 計 3,770 円

※下水道使用料 (2 カ月分) は、新旧使用料表により計算しています。

